

意見書第4号

学校施設環境改善交付金における大規模改造（特別防犯対策施設整備工事）
事業の更なる支援を求める意見書

埼玉県戸田市の中学校に刃物を持った不審者が侵入し、教員に危害を加えるという事件の発生を受け、令和5年4月3日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課事務連絡にて、不審者の侵入事案を受けた学校施設環境改善交付金における防犯対策に係る制度改正及び地方財政措置が決定された。

集中的な支援として、防犯対策強化の為、交付金の活用を検討するよう促され、算定割合と対象工事の下限額が緩和されたが、地域においては小規模校も存在し、整備対象工事費が下限額に達しない学校がある。すべての学校において安全・安心を確保するとともに、不安を解消する為、下記の事項について更なる支援策を求める。

記

- 1 対象工事費の下限額を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和5年5月18日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 様

たつの市議会議長